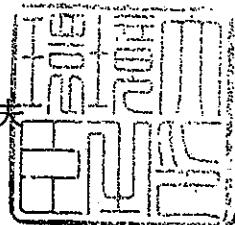


諮詢第 259 号
環自計第090707002号
平成21年7月7日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環境大臣 齊藤 鉄夫



生物多様性国家戦略の策定について（諮詢）

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第11条第4項の規定に基づき、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略の策定について、別紙のとおり貴審議会の意見を求める。

「生物多様性国家戦略の策定について」の諮問について

1. 諮問の理由

平成20年6月に施行された生物多様性基本法では、同法第11条に基づき、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならないこととされている。

一方、我が国は生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号。以下「生物多様性条約」という。）に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の施策の目標と取組の方向を示したものとして、平成7年に生物多様性国家戦略を決定し、その後、平成14年と平成19年に見直しを行い、平成19年11月に現行の第三次生物多様性国家戦略（以下「三次戦略」という。）の閣議決定を行ったところであるが、現行では、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略が存在しない状況となっている。

また、三次戦略の策定以来、生物多様性基本法の制定に加え、平成20年5月には、平成22年10月に愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（以下「COP10」という。）が開催されることが決定したほか、昨年の神戸や本年のイタリア・シラクサにおけるG8環境大臣会合において、生物多様性が主要議題の一つとなるなど、国内外において、生物多様性に関する社会的状況が大きく変化していることなどを受け、これらを踏まえた取組を検討することが不可欠となっている。

このため、現行の三次戦略を見直した上で、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略を策定することが必要である。

2. 審議事項

生物多様性に関する社会的状況の変化等を踏まえ、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略の策定について御審議いただく。

3. 審議方法

審議については、その内容が多岐にわたるため、関係する自然環境部会及び野生生物部会による合同部会において行うこととし、審議の効率化を図る観点から、合同部会の下にその委員の一部で構成する「生物多様性国家戦略小委員会」を設けて進めることとする。

4. 審議のスケジュール

平成22年10月のCOP10を控え、生物多様性に係る制度の検討や生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略に沿った新たな施策の推進に資するため、年内を目途に答申を取りまとめるべく審議を進めることとする。